

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表(女性活躍推進法第21条関係)

特定事業主名：串本町

令和8年7月14日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.6%
全職員	76.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長相当職	99.5%
本庁課長補佐相当職	99.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	106.4%
31～35年	97.1%
26～30年	96.3%
21～25年	99.0%
16～20年	100.4%
11～15年	106.7%
6～10年	101.7%
1～5年	103.9%

【説明欄】

I-1「全職員」において女性職員給与が低くなっているのは、相対的に給与が高い「任期に定めのない常勤職員」で下記のとおり男性が多く、ほとんどが会計年度任用職員のため相対的に給与が低い「それ以外の職員」で女性が多くなっていることが原因と考えます。給料の決定に際し、男女の差異はありません。

「任期に定めのない常勤職員」母数：329人（男性200人、女性129人）

「任意に定めのない常勤職員以外の職員」母数：210人（男性53人、女性157人）

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表(女性活躍推進法第21条関係)

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

串本町

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	26.3%

【説明欄】

国規定により集計対象は「課長以上」の職員です。当町には課長を超える管理職規定が無いので、項目Ⅲの課長相当職の構成比と同値となります。母数：19人

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁課長相当職	26.3%
本庁課長補佐相当職	24.3%

【説明欄】

国規定にある「部局長・次長」及び「係長」に相当する役職は当町に無いので、表示していません。

「本庁課長相当職」母数：19人

「本庁課長補佐相当職」母数：37人

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率、男性職員の配偶者出産休暇

(1) 常勤職員

区分	取得率
男性	33.3%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	取得率
男性	—
女性	100.0%

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表(女性活躍推進法第21条関係)

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

串本町

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0.0%	0.0%	－	0.0%
1 週間以上 2 週間未満	100.0%	0.0%	－	0.0%
2 週間以上 1 月以下	0.0%	33.3%	－	0.0%
1 月超 3 月以下	0.0%	0.0%	－	0.0%
3 月超 6 月以下	0.0%	0.0%	－	0.0%
6 月超 9 月以下	0.0%	0.0%	－	100.0%
9 月超 1 2 月以下	0.0%	33.3%	－	0.0%
1 2 月超 2 4 月以下	0.0%	33.3%	－	0.0%
2 4 月超	0.0%	0.0%	－	－

【説明欄】

会計年度任用職員の男性で取得可能となった職員はいなかったため、取得割合を「－」と表示しています。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	取得率
内部部局等	12.0時間/月
内部部局等以外	4.8時間/月

【説明欄】

令和7年度は次のとおり多数の職員が長時間関与する業務が例年より非常に多かったため、時間外勤務時間も例年より大きく増えています。

令和7年度中の選挙執行回数：4回

日ト友好130周年式典を開催

町内のロケット射場からの打ち上げ：1回

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表(女性活躍推進法第21条関係)

特定事業主名：串本町古座川町衛生施設事務組合

令和8年7月16日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	—
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	—

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	—
1～5年	—

【説明欄】

- ・国規定にある「部局長・次長」及び「係長」に相当する役職が当組合に無いため、表示していません。
- ・情報公開の対象者が少なく、特定の職員の給与が推測し得るため、情報公表の対象外となります。

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表(女性活躍推進法第21条関係)

串本町古座川町衛生施設事務組合

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	—

【説明欄】

管理的地位にある女性職員がいないため、「—」と記載しています。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—

【説明欄】

- ・国規定にある「部局長・次長」及び「係長」に相当する役職が当組合に無いため、表示していません。
- ・各役職段階にある女性職員がいないため、「—」と記載しています。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率、男性職員の配偶者出産休暇

(1) 常勤職員

区分	取得率
男性	—
女性	—

(2) 会計年度任用職員

区分	取得率
男性	—
女性	—

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表(女性活躍推進法第21条関係)

串本町古座川町衛生施設事務組合

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	—	—	—	—
1 週間以上 2 週間未満	—	—	—	—
2 週間以上 1 月以下	—	—	—	—
1 月超 3 月以下	—	—	—	—
3 月超 6 月以下	—	—	—	—
6 月超 9 月以下	—	—	—	—
9 月超 1 2 月以下	—	—	—	—
1 2 月超 2 4 月以下	—	—	—	—
2 4 月超	—	—	—	—

【説明欄】

- ・常勤職員は育児休業の取得対象となる職員がいないため、「—」と記載しています。
- ・会計年度任用職員は任用実績がないため、「—」と記載しています。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	取得率
内部部局等	0.8時間/月
内部部局等以外	—

【説明欄】

内部部局等以外の組織が存在しないため、「—」と記載しています。